

東海市吹奏楽地域クラブ運営委託募集実施要領

1 業務名

東海市吹奏楽地域クラブ運営委託

2 本業務の目的

吹奏楽については、市内全中学校に部活動が設置されているものの、地域に活動できる場がない。そのため、部活動が行われていない土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）に東海市内の中学校に通学する子どもたちが吹奏楽活動を行い、生涯に渡って音楽に親しむことができるよう、市内6中学校を拠点とする活動の場を設置するもの。

なお、本業務をより効果的に遂行するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者と契約を締結する必要があることから、各事業者からの提案を比較し、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選考する。

3 業務概要

(1) 業務の内容

市内6中学校において休日に技術指導や施設管理等を行い、吹奏楽地域クラブを運営する業務を実施する。

なお、学校が指導や運営に関わることのない学校管理外の活動であり、受託者の責任の下で指導者を確保し、指導者による適切な指導を計画のうえ実施するもので、保護者の対応や生徒のけが等の緊急時の対応も受託者の責任の下で行うこととする。

(2) 仕様

別紙「東海市吹奏楽地域クラブ運営委託」のとおり

(3) 業務期間

令和9年（2027年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで

4 提案上限額

25,140,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上限額を超える提案は、失格とする。

5 スケジュール

募集に関する質疑受付

令和8年（2026年）7月30日（木）から

	令和8年（2026年）8月7日（金）
	午後3時まで
募集に関する質疑回答	令和8年（2026年）8月17日（月）
参加申込書提出期限	令和8年（2026年）8月26日（水）
	午前11時まで
企画提案書等提出期限	令和8年（2026年）9月14日（月）
	午後3時まで
プレゼンテーション	令和8年（2026年）9月28日（月）
審査結果通知	令和8年（2026年）10月9日（金）

6 プロポーザル参加要件

次の(1)又は(2)に掲げる者とする。ただし、契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たしている事業者。

ア 東海市の入札参加資格者名簿に登載されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。

エ 東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規（昭和59年4月13日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 東海市と愛知県東海警察署が締結した東海市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年2月17日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす複数で構成された事業者（以下、「複合体事業者」という。）

ア 構成する事業者の中から代表となる法人（以下、「代表事業者」という。）を定めていること。

イ 構成する事業者全てが(1)ア～オを満たしていること。

7 参加申込書の提出

(1) 提出期日

令和8年（2026年）8月26日（水）午前11時まで

※郵送の場合、書留郵便により8月26日（水）午前11時までに必着とする。

(2) 提出場所・方法

学校教育課へ事前に電話連絡の上、参加申込書などを持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出しなければならない。なお、複合体事業者で応募する場合は、代表事業者が提出すること。

ア 【様式1】参加申込書

イ 【様式2】参加資格に関する申立書

ウ 【様式3】会社概要書（複合体事業者で応募の場合、全ての構成事業者分）

エ 【任意様式】構成事業者の分かる資料（複合体事業者のみ）

(4) 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、参加辞退届（任意様式）を学校教育課へ事前に連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

なお、すでに提出された書類は返却しない。

8 質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式4】質疑書を提出すること。【様式4】質疑書以外では、一切受け付けない。

(1) 質疑書の提出

ア 提出期日

令和8年（2026年）8月7日（金）午後3時まで

イ 提出場所・方法

学校教育課へ持参又は電子メール（gakkyou@city.tokai.lg.jp）で提出すること。なお、件名は「東海市吹奏楽地域クラブ運営委託質疑」とすること。

(2) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、競争上の地位、その他利害を害する恐れがあるものを除き、参加申込書を提出した者全員に対して、令和8年（2026年）8月17日

(月)までに随時、電子メールにて回答する。

9 企画提案書などの提出

参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書などを提出すること。

なお、提案は1者1案とし、提出部数は各9部とする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 見積書

(2) 提出期日

令和8年（2026年）9月14日（月）午後3時まで

(3) 提出場所

学校教育課へ事前に電話連絡の上、企画提案書などを持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出方法

学校教育課へ郵送（配達証明）又は持参するものとし、電子メールでの受付は不可とする。持参の場合は、開庁日時間の間で受付をし、令和8年（2026年）9月14日（月）のみ午後3時までの受付とする。

なお、郵送の場合も提出期日を必着とする。

(5) 提出の留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 提出以降の追加、差替え及び再提出は認めない。

ウ 応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。

エ 郵送の場合は、9(1)提出書類のア、イを合わせて封入し、封印をしてから提出すること。また、封筒にはそれぞれの提出書類名を記載すること。

オ 参加申込書（様式1）の提出のない者の応募は受け付けない。

カ 提出書類の内容に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が追うものとする。

キ 提出された書類は東海市情報公開条例及び東海市個人情報の保護に関する条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

10 企画提案書などの作成

(1) 企画提案書の作成

【別紙1】企画提案書作成要領に基づき作成すること。

(2) 見積書の作成

運営にかかるすべての費用の合計を記載すること。

11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和8年（2026年）9月28日（月）午前（予定）

※応募者数によっては、上記日時以外での実施の可能性あり。

(2) 場所

東海市役所603会議室（6階）

(3) 内容

ア プレゼンテーション及びヒアリングは企画提案書の説明と併せて実施する。

イ 企画提案書の提出順で、1参加者につき30分以内（原則プレゼンテーション15分、ヒアリング10分、準備片付けを含む。）とする。（※変更の可能性あり）

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの各参加者の開始予定時間等詳細については、別途通知する。

エ 各参加者は、別途通知した開始予定時間の10分前には東海市役所603会議室（6階）に集合すること。

(4) プレゼンテーション方法、参加人員等について

ア プレゼンテーションは、提出した資料を基に実施し、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションを許可する。その場合、プロジェクター、スクリーン、電源、HDMIケーブルについては、事務局で用意するが、パソコン、外部ネットワーク接続（インターネット）環境は用意しないため、必要に応じて準備すること。

※使用プロジェクター EPSON EB-1940W

イ プレゼンテーション及びヒアリングは個別に行い、非公開とする。

ウ プレゼンテーション参加者の人員は5名までとする。

エ 当日のプレゼンテーション内容は、ＩＣレコーダー等で録音する。

12 選定方法及び審査

(1) 審査委員会の設置

提案内容や提案見積書を総合的に審査するために、「東海市吹奏楽地域クラブ運営委託プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 優先交渉者の決定

ア 審査委員会が「審査評価基準」に基づき審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者に決定する。

イ 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選考し、随意契約の交渉を行う。

ウ 最も高い評価点を獲得した事業者が複数ある場合は、提案見積金額が最も低い事業者を優先交渉者として選定する。優先交渉者が複数となる場合には、審査委員会委員の合議による優劣の比較を行い、優先交渉者を選考する。

エ 優先交渉者と随意契約の交渉の結果、合意に至らなかった時は、次点者と契約交渉を行う。

オ 審査委員会委員の評価点の合計が配点合計の６割未満である場合は、優先交渉者として選考しないものとする。

カ 企画提案書の提出が１者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選考を実施する。

(3) 最終審査結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し、令和８年（２０２６年）１０月９日（金）までに参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(4) 優先交渉権者の公表

参加者数、優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）、評価点などの審査結果は、優先交渉者との契約締結後に本市ホームページ上に公表する。

13 契約の締結

優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、第２位交渉者から順に契約締結の交渉を行い、受託者を決定する。

原則として、提案書等に記載した内容は、本業務の仕様として位置付けるものとする。ただし、本業務の目的を達成するため、協議により項目を追加、変更及び削

除することがある。また、見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

14 失格事項

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

15 書類提出場所

愛知県東海市教育委員会学校教育課

住 所：〒476-8601 愛知県東海市中心一丁目1番地（東海市役所6階）

開庁時間：午前9時から午後4時

閉庁日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

電 話：052-613-7831 又は 0562-38-6421

F A X：052-604-9290

E-mail：gakkyou@city.tokai.lg.jp